

新型コロナウイルス感染症予防接種

●問い合わせ先 健康ほけん課 健康づくり班 ☎096(248)1275



定期予防接種について

10月から新型コロナウイルス感染症予防接種が定期接種となりました。本市では、予防接種費用を一部助成します。接種を希望する人は、ワクチンの効果と副反応のリスクを確認して体調が良いときに、接種をしましょう。

▼対象者

- 本市に住民票がある①または②の人
 - ① 65歳以上の人(接種時点)
 - ② 60歳以上65歳未満(接種時点)で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいがある人およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある人
- ※右記の対象者以外の人は、任意接種として接種を受けることが可能です。その場合、費用は全額自己負担となります。

▼接種期間

10月1日(火)～令和7年3月31日(月)

▼接種回数

1回

※接種費用や接種医療機関など詳しくは市ホームページをご確認ください



感染症対策へご協力をお願いします

感染症対策について

風邪や季節性インフルエンザ対策と同様に一人一人の咳エチケットや手洗などの実施がとても重要です。感染症対策に努めましょう。風邪症状があれば、外出を控え、やむを得ず外出する場合はマスクを着用しましょう。

成年後見制度に関する相談会

●問い合わせ先 高齢者支援課 包括支援センター班 ☎096(248)1126

成年後見制度とは、認知症や障がい

などによって判断能力が十分でない人が、財産管理や施設の入所契約などを自分で行なうことが難しい場合に、本人が不利益を受けないよう支援し保護する制度です。成年後見制度に関する疑問や心配、悩みなどの相談に司法書士が応じます。

▼相談例

・成年後見制度の内容や制度の利用方法を知りたい

- ・自分が認知症になった時が心配
- ・相続や遺言について知りたい
- ・認知症や障がいのある家族のことが心配 など

▼とき 10月24日(木)午前

※予約制です。事前申し込みが必要

▼ところ 市役所1階相談室

▼申込方法 電話

上下水道を使用している人へ

上下水道料金の納入通知書および検針票がインボイス対応に変わります

●問い合わせ先 下水道課 下水道班 ☎096(248)1159

これまで必要な事業者には適格請求書申請書の受け付け後、個別に適格請求書(消費税額明細書)を送付していましたが、令和6年11月の請求分から納入通知書および上下水道使用量のお知らせ(検針票)が適格請求書として使用できます。

保管してご使用ください。

なお、納入通知書および検針票が発行されない事業者で、新規で適格請求書の発行を希望する場合は、市ホームページを確認し、申請をお願いします。

仕入税額控除の適用を希望する課税事業者は、納入通知書または検針票を



▲市ホームページ

男女共同参画推進懇話会便り

男女共同参画推進懇話会

会長 山下 知美さん

(こ)うし音楽保育園 園長

『幸せへの一歩』

振り返ると、早いもので保育の仕事に携わって30年が経過しましたが、学びの連続で、毎日楽しく仕事をしています。

そして、市男女共同参画推進懇話会委員を担うのも3期目に入りました。ありがたいことに、またこのようにベンをとる機会をもらいましたので、私が最近意識するようになったことを書きたいと思います。

人はよく「幸せになりたい」という言葉を使いますが、果たして幸せとは「なる」ものなのでしょうか。仕事での成功、自分の望みが叶ったときなど、それを手に入れた瞬間は嬉しくても、おそらくまた次に何か望みえがく幸せを求めたしまい、結果、『幸せになる』というゴールをずっと求め続ける人生になってしまふのかもしれない。考えてみると、もったいないなあ…。幸せは「なるもの」ではな

く感じることであって、思考や気持ちなのかもしれません。

もちろん、幸せになりたい気持ちや目標は向上心に繋がりますが、自分や周囲にある幸せに気づくことが一番の近道ではないでしょうか。ましてや、他人と自分を比較して幸せとか、なんて不幸せとか思うより、ずっと楽しく過ごせる気がします。そして、長いよう過ぎてみれば早い、せっかく生まれ一度きりの人生なのだから、自分らしく幸せの気づきを大切に過ごしていきたいと考えるようになりまし。一瞬一瞬の連続で人生って出来ているのだから、幸せの一瞬が続けば、一生幸せに感じていられるかもしれません。

一日の終わりに小さな幸せをいくつ探せたか、大変だと思ふことや壁にぶつかつたときには、勉強の機会や成長のチャンスをもたらしたと思ふの切り替えを意識しながら、日々幸せ探しの一歩を歩んでいきます。



▲市ホームページ 男女共同参画

こちら消費生活センターです

●問い合わせ先 市消費生活センター(安全安心課内) ☎096(248)5442
相談受付時間 平日 午前10時～午後4時

「○○ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑いましょう

ネット通販でスニーカーを購入して、指定された口座に現金を振り込んだ。その後、「欠品のため返金手続きをとる。○○ペイで返金する」とメールが届き、無料通話アプリに誘導された。○○ペイに銀行口座やクレジットカードの登録をしていなかったため登録するよう言われ、クレジットカードを登録した。その後、指示されるまま操作したら送金させられていた。

(40代 男性)

解説

○○ペイで返金すると言ってスマートフォンを操作させ、送金させるといふ新手法の詐欺が増えてい。銀行振り込みで支払ったのに○○ペイで返金するというのは不自然です。

商品代金に加え、送金させられたお金まで騙し取られることになり。支払い方法と違う返金方法を提示

されたら詐欺を疑いましょう。

事例のように送金してしまった場合は決済アプリ事業者に相談しましょう。返金されるかどうかは事業者の判断になります。

○○ペイに登録したクレジットカードについては、振込先の金融機関へ振り込み詐欺救済法による口座凍結を依頼することで、残金が残っていれば返金される可能性があります。

また、商品代金を振り込みではなく電子マネーで支払った場合は、電子マネーの発行事業者に相談すると、電子マネーに残金があれば利用停止してもらえます。電子マネーの控えがなければ相談できません。保管しておきましょう。

トラブルが生じた場合は消費生活センターへご相談ください。



▲市消費生活センター